

玉山区の水道料金等の統合について

平成22年11月24日

上下水道局

1 水道料金等の統合について

(1) 統合の趣旨

現行の玉山区の水道料金は、合併協定より従前の玉山区の料金表に基づき計算しているが、合併後5年目を迎え、盛岡市全域の受益者負担の公平性及び今後の玉山区への新たな建設投資の必要性の観点から、全市域同一料金表の適用とするものである。また、加入金についても現行盛岡区域に適用している加入金表を適用させるものである。

なお、玉山区の大幅な負担増となる利用者に配慮して、段階的な緩和措置を設けるものである。

(2) 統合の概要

ア 用途別料金体系を口径別料金体系に改める。(盛岡市の料金表に統合する。)

イ メーター使用料を廃止する。

ウ 激変緩和措置として、従量料金単価の段階的な引き上げを行う。

エ 加入金については、現行盛岡市域の例に合わせる。

オ 工事負担金(開発負担金)を廃止する。

カ 前田簡易水道事業(玉山区)を、盛岡市上水道事業に統合する。

2 水道料金について

(1) 現行の適用水道料金表(1ヶ月分) ※消費税別途

① 現行玉山区適用料金表(前田簡易水道も同一)

水道料金表				メータ使用料	
用途別	基本料金(円)		超過料金 (円) 1m ³ につき	口径	単価(円)
	基本水量	単価		13mm	180
一般用	10m ³	1,270	140	20mm	400
営業用	20m ³	2,800	160	25mm	500
浴場営業用	100m ³	13,500	160	30mm	700
団体用	10m ³	1,400	160	40mm	900
共同栓用	20m ³	2,500	160	50mm	1,600
臨時用	0m ³	—	260	75mm	3,000
臨時用(プール)	0m ³	—	200	100mm	3,700

②盛岡市の現行料金表※消費税別途

種別	口径		基本料金 (円)	従量料金 (円)			
				第1段	第2段	第3段	第4段
一般用	メーターの 口径が25mm 以下のもの	13mm	800	1~10m ³ まで 62	11~20m ³ まで 124	21~30m ³ まで	31m ³ 以上
		16mm				210	272
		20mm	1,400				
		25mm	2,300				
	メーターの 口径が30mm 以上のもの	30mm	3,400	1~50m ³ まで	51m ³ 以上	/	/
		40mm	5,600	252	272		
		50mm	12,200				
		75mm	24,600				
		100mm	40,600				
		150mm	85,500				
公衆浴場用	一般公衆浴場	一般用に 同じ	1m ³ 以上 48円				
	温泉浴場	一般用に 同じ	1~100m ³ まで 130円 101m ³ 以上 210円				
臨時用		一般用に 同じ	1m ³ 以上 470円				

(2) 緩和措置 (案) (従量料金単価に段階的措置を設ける。) ※消費税別途 (単位 円)

種別	従量区別	玉山区緩和措置		現行盛岡区域	
		平成23年4月	平成25年4月	平成27年4月	
一般用	口径 25mm以下	10m ³ まで	62	62	62
		11m ³ ~20m ³	124	124	124
		21m ³ ~30m ³	160	210	210
		31m ³ ~	160	210	272
	口径 30mm以上	50m ³ まで	160	210	252
		51m ³ ~	160	210	272
公衆浴場用	一般浴場用		48	48	48
	温泉浴場用	100m ³ まで	130	130	130
		101m ³ ~	210	210	210
臨時用			470	470	470

(3) 施行期日

平成23年4月1日から施行し、平成23年5月分から4年間、従量料金単価の激変緩和措置期間を設ける。

3 水道加入金について

(1) 盛岡市の水道加入金は、新旧の水道加入者の負担の公平を図る趣旨で制定されており、既存の水道利用者が支払った水道料金等をもとに、これまでに形成してきた自己資本等の金額をベースに、現行の盛岡地区の加入金の金額が設定されている。

(2) 現行の加入金の状況

※消費税別途 (単位 円)

口径区分	盛岡地区	玉山地区	差 額
13mm	43,000	10,000	33,000
20mm	118,000	20,000	98,000
25mm	200,000	40,000	160,000
30mm	306,000	70,000	236,000
40mm	609,000	130,000	479,000
50mm	1,047,000	200,000	847,000
75mm	2,821,000	500,000	2,321,000
100mm	5,786,000	1,000,000	4,786,000
150mm	15,970,000	-	-

(3) 平成23年4月から玉山区も含めて水道事業認可を一本化し、盛岡市全域を一元的に盛岡市水道事業として推進することから、その財源となる加入金についても区域に関係なく全域とも同一の金額にするべきものという考えから、現行盛岡地区の金額に統一するものである。なお、メーターの増口径が伴う場合の差額徴収については、現行の盛岡市加入金表に基づいて算定した額とする。

(4) 施行期日 平成25年4月1日から施行する。

注) 平成22年度に新たに玉山区好摩地区が下水道の処理区域となり、下水道法第11条の3の「3年以内に水洗便所に改造しなければならない。」の規定により、概ね平成24年度末までに水洗便所に改造しなければならない。水洗便所への切り替えに伴い、既存の水道管の増口径が必要となることも想定され、水洗化普及促進の観点から政策的に配慮して、この間の猶予を設けるものである。

4 工事負担金 (開発負担金) について

(1) 盛岡市給水条例第40条に「住宅団地の造成及び大規模の建築等に伴う多量の給水を要する者の給水に應ずるための水道施設の建設又は増強に要する経費の一部を工事負担金 (開発負担金) として課し、原因者に負担を求めるものとする。」という趣旨で、定められている「工事負担金」である。その金額は、1m³あたり57,960円 (55,200円×1.05) となっている。

(2) 現在、玉山区においてはこの工事負担金を賦課しておらず、今後盛岡市全体の水需要が伸びることも想定されないことから、今回の水道事業認可変更に併せてこの開発負担金を廃止する。

(3) 施行期日 平成23年4月1日から施行する。

